

ググッとぐんま観光宣伝推進協議会県央地域部会
「ぐんま県央エリア 美術館ガイド」製作業務に係る仕様書

1. 委託業務の名称

「ぐんま県央エリア 美術館ガイド」製作業務

2. 委託業務の目的

群馬県の県央地域には美術館・文学館が数多くあるが、これまでその切り口で紹介するパンフレット等がなかった。今回、当エリア及び周辺美術館・文学館の情報を分かりやすく紹介するガイドを製作し配布することで、アートを活かした地域振興・リトリート観光の一層の推進を図る。

なお、ググッとぐんま観光宣伝推進協議会県央地域部会とは、県央地域の観光振興と地域活性化を官民連携して、推進するための組織である。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

4. 業務の内容

県央地域の美術館・文学館を中心に、わかりやすくガイドとしてまとめる企画・製作及びその印刷（配送含む）を委託する。なお、以下は、およその仕様想定である。

（１） 規格・数量

サイズ	A4版
用紙	コート紙またはマットコート紙
印刷方法	両面カラー
部数	15,000部
ページ数	8ページを上限とする。

（２） 表紙

パンフレットラック等で並べた際に目を引き、美術館等を訪れたくなるようなデザインとする。なお、タイトルは、和英併記（ぐんま県央エリア美術館・文学館ガイド、The Guide to Art Museums in Gunma Prefecture）とする。

(3) 掲載する美術館・文学館

ア 県央エリア（以下の3つの区分でまとめること）

区分名（仮）	美術館・文学館名
渋川・伊香保「芸術の散歩道・アルテナード」沿い	日本シャンソン館、群馬ガラス工芸美術館、原美術館 ARC、伊香保保科美術館、伊香保切り絵美術館、竹久夢二伊香保記念館、徳富蘆花記念文学館
アルテナードから足を伸ばして	渋川市美術館・桑原巨守彫刻美術館、切り絵緑の美術館
前橋エリア	アーツ前橋、広瀬川美術館、広瀬川造形館、前橋文学館、中之沢美術館

イ エリア外

区分名（仮）	美術館・文学館名
高崎エリア	県立近代美術館、県立土屋文明記念文学館、高崎市美術館、高崎市タワー美術館、高崎市山田かまち美術館
県内その他エリア	富岡市立美術博物館、太田市美術館、県立館林美術館、大川美術館、富弘美術館、中之条ビエンナーレ
隣県エリア	長野県軽井沢町（多くの美術館・文学館あり）、新潟県十日町市・津南町（越後妻有トリエンナーレ開催地）

(4) 掲載内容

ア マップ

(3) に示す美術館・文学館の位置・名称（英語併記）をマップに図示すること。
なお、マップの種類は、群馬県全体のマップのほか、美術館・文学館が密集する県央エリア3区分及び高崎エリアについては、見やすさの観点から、それぞれの拡大図で位置を図示すること。

イ 「ア 県央エリア」の美術館・文学館のガイド

なお、必ず当該施設の了解を得ること。

- ・基本情報（所在地、電話番号、開館日・時間、入館料、アクセス、ホームページのQRコードなど）
- ・紹介（施設及び作品の特色、外観や代表的な作品の写真、館長コメントなど）

ウ コラム欄

以下の4トピックの欄。原稿は委託者が作製し分量は概ね計1400文字。

- ・芸術の散歩道・アルテナード
- ・伊香保と芸術家・文学者の関わり
- ・群馬県立女子大学生による伊香保手ぬぐいアート

・ユネスコ無形文化遺産「ヨーロッパの温泉保養都市群」と伊香保温泉との共通点

(5) 送付先及び部数

別途示す85箇所（県内83箇所、東京1箇所、大阪1箇所）

5. 権利関係

(1) 本業務により作成した成果物は、他社の知的財産権を侵すものではないこと。

(2) 本業務に関する所有権、著作権は原則として委託者に帰属し、委託者は受託者に事前の連絡なく本業務の成果を二次的に利用できるものであること。ただし、成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するが、委託者は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲においてこれを無償で利用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこととする。

(3) 印刷物で使用される作品の写真、素材等において、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

6. 損害賠償と事故報告

(1) 本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。なお、事故等が発生した場合は、処理経過等について、委託者にすみやかに報告すること。

(2) 委託の成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを解決するとともに、委託者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

7. 秘密の遵守・個人情報の取得・保護・管理等

(1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報を機密情報として扱い、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2) 受託者は本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(3) 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、群馬県個人情報保護条例（令和4年12月23日群馬県条例第76号）等の関係法令を遵守すること。

(4) 受託者は成果物（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

8. その他

（１）受託者はこの仕様書に基づき、常に委託者と連絡を取り、その指示に従うこと。また、この仕様書のほか、業務の目的を達成するために必要な事項について委託者と受託者で協議すること。

（２）受託者は、やむをえない事情により、仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議の上、仕様書変更の承認を得ること。

（３）受託者が業務を遂行するにあたり必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、委託者は委託業務について契約金額以外の費用を負担しない。

（４）製作物又は成果物に重大な誤りがあった場合は、すみやかに委託者に報告するとともに、受託者において改修、修正、再印刷等の必要な措置を講じること。

（５）本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決定する。